

奈井江町と明治安田生命保険相互会社との包括連携協定書

奈井江町（以下「甲」という。）と明治安田生命保険相互会社（以下「乙」という。）は、奈井江町の行政と企業の連携体制の構築と町民の健康づくりの推進に向けた取組みを相互に連携・協力して進めるため、次のとおり包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携を図ることにより、奈井江町における地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、町民の健康増進や町民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）健康づくりに関すること
- （2）地域の安全・安心にかかわる活動に関すること
- （3）スポーツ振興と青少年の育成に関すること
- （4）産業・観光振興に関すること
- （5）その他町民サービスの向上に関すること

2 前項の規定による連携及び協力の実施時期、実施方法等具体的な内容については、甲及び乙が協議の上、別途定める。

（情報の取扱い）

第3条 甲及び乙は、連携事項の検討及び実施により知り得た情報を、甲又は乙の承認を得ないで第三者に漏洩し、又はこの協定の目的以外に使用してはならない。なお、本条の規定は、この協定の終了後においても有効とする。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに、甲又は乙のいずれからも終了の申し出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後についても同様とする。

（協定の変更及び解除）

第5条 甲又は乙が、本協定の変更又は解除を申し出たときは、甲乙間で協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

(その他)

第6条 協定の履行に必要な事項であって、本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名の上、各自1通を保有する。

令和4年2月24日

甲 北海道空知郡奈井江町字奈井江 11 番地

奈井江町長

三本英司

乙 北海道旭川市三条通9丁目左1号
旭川三条緑橋ビル6階

明治安田生命保険相互会社 旭川支社
支社長

森元敦士